

平成15年6月26日

株 主 各 位

京都市東山区福稻上高松町11番地

株式会社 松風

取締役社長 太 田 勝 也

第131回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第131回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第131期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第131期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき12円（普通配当10円、創立80周年記念配当2円）に決定されました。

第2号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり承認可決され、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式35万株、取得価額の総額300,000千円を限度として取得することに決定されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、下記のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変更前定款	変更後定款
第2章 株式 （名義書換代理人） 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	第2章 株式 （名義書換代理人） 第9条 （現行どおり） 2. （現行どおり）

変更前定款	変更後定款
<p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び単元未満株式の買取り<u>その他株式</u>に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取り<u>その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>（新 設）（以下、繰り下げ）</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>（決議の方法）</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>（新 設）</p>	<p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び株券喪失登録簿は、</u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取<u>及び買増請求の取扱い、</u>その他株式に関する手続<u>並びに</u>手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>（単元未満株式の買増請求）</p> <p>第11条 <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>（決議の方法）</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p><u>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p data-bbox="207 123 551 148">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="152 161 257 186">(任 期)</p> <p data-bbox="146 200 612 298">第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="173 313 618 411">2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="173 425 618 523">3. 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="146 580 217 605">附 則</p> <p data-bbox="146 618 612 790">本定款第28条の規定に関わらず、平成14年6月27日開催の定時株主総会において選任された監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p data-bbox="703 123 1047 148">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="647 161 752 186">(任 期)</p> <p data-bbox="641 200 1107 298">第21条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="669 313 866 338">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="669 425 866 451">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="641 580 713 605">附 則</p> <p data-bbox="641 618 1107 790">本定款第29条の規定に関わらず、平成14年6月27日開催の定時株主総会において選任された監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

第4号議案 取締役12名選任の件

本件は、取締役に松風嘉定、澤田正昭、太田勝也、橋本 孝、脇野喜和、梶 浩行、白波瀬文雄、関 敏明、西野賢貴の9氏が再選され、また新たに坂本壽秀、西田喜直、根來紀行の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 和田 徹氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などにつきましては、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

おって、本総会終了後に開催された取締役会及び監査役会において、代表取締役及び役付取締役並びに常勤監査役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

取締役名誉会長	松 風 嘉 定
取締役会長	澤 田 正 昭
*取締役社長	太 田 勝 也
*専務取締役	橋 本 孝
常務取締役	脇 野 喜 和
常務取締役	梶 浩 行
常務取締役	白波瀬 文雄
常勤監査役	河 合 正 勝

*は代表取締役であります。

以 上

単元未満株式の買増請求お取扱いのご案内

本日開催の第131回定時株主総会において、定款一部変更の件が承認可決され、単元未満株式の買増請求が認められることとなりました。単元未満株式（1000株未満の株式）をご所有の場合、その単元未満株式数と併せて1単元の株式数（1000株）となる株式数について、下記のとおり当会社に買増請求をすることができます。お手続の詳細は、下記買増請求の受付場所にお問い合わせください（証券保管振替制度をご利用される場合は、お取引の証券会社にお問い合わせください）。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1. 買増請求の受付開始日 | 平成15年6月27日（金曜日） |
| 2. 買増請求の受付場所 | 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 郵便物送付先 | 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 電話照会先 | フリーダイヤル 0120-176-417 |

以 上

配当金のお支払いについて

本日開催の第131回定時株主総会において、利益処分案が原案どおり承認可決され、第131期株主配当金は1株につき12円（普通配当10円、創立80周年記念配当2円）に決定されましたので、同封の第131期株主配当金郵便振替支払通知書により、最寄りの郵便局でお受け取りください。なお、同通知書により、取引銀行の預金口座にご入金いただくこともできます。

また、銀行預金口座への振込をご指定の方は同封の「第131期株主配当金計算書」並びに「配当金のお振込先について」を同封いたしますのでご確認ください。

以 上